

歩行者が側溝に転落し負傷したこと について、国家賠償法 2 条 1 項に基 づき損害賠償請求がなされた事例

(令和 6 年 3 月 27 日和歌山地方裁判所田辺支部判決)

国土交通省 道路局 道路交通管理課

主 文

- 1 被告は、原告に対し、258 万 7919 円及びこれに対する令和 3 年 1 月 10 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを 20 分し、その 13 を被告の負担とし、その余は原告の負担とする。
- 4 この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる。ただし、被告が 250 万円の担保を供するとき、その仮執行を免れることができる。

事実及び理由

第 1 請求

被告は、原告に対し、398 万 1034 円及びこれに対する令和 3 年 1 月 10 日から支払い済みまで年 3 パーセントの割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

本件は、原告が、被告が設置・管理する県道〇〇線（以下「本件道路」という。）を歩行中、本件道路脇の側溝（以下「本件側溝」という。）に転落して負傷した事故（以下「本件事故」という。）について、本件道路の設置又は管理に瑕疵があったと主張して、国家賠償法 2 条 1 項に基づき、被告に対し、398 万 1034 円及びこれに対する本件事故の日である令和 3 年 1 月 10 日から支払済みまで民法所定の年 3 パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実

争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実は、次のとおりである。

(1) 本件事故の発生

令和 3 年 1 月 10 日午後 7 時 30 分頃、原告（本件事故当時 59 歳の女性）が、〇〇県〇〇市〇〇先の被告が設置・管理する県道〇〇線（本件道路）を北西から南東に向けて歩行中、本件道路の南西側

脇（本件道路及びそれと交差する道路の交差点の西側脇）に存在する側溝（本件側溝）に転落して負傷する事故（本件事故）が発生した。

(2) 本件転落場所及び本件事故当時の本件側溝の状態等

ア 原告の転落場所は、×地点（以下「本件転落場所」という。）である。

イ 本件側溝は、灰色のコンクリート製であり、幅は約 1m15cm、本件転落場所付近における深さは約 1m20cm である。本件事故当時、本件側溝の車道側（本件側溝の北東側）には、こげ茶色の防護柵（格子型のもの）が設置されていたが、本件側溝の本件転落場所側（本件側溝の北西側）には、防護柵は設置されておらず、高さ約 16cm、幅約 117cm、奥行約 15cm のコンクリート製の縁石（以下「本件縁石」という。）が設置され、それに沿って、高さ約 65cm のオレンジ色のポストコーン 2 本（以下「本件ポストコーン」という。）が約 48cm の間隔を空けて設置されていた。なお、本件事故後、本件側溝の本件転落場所側にも防護柵が設置された。

(3) 本件道路の状況

本件道路は、概ね北西方向と南東方向に伸びる片側一車線の道路である。本件道路の本件側溝付近には歩道は設けられていない（なお、本件道路の外側線と本件側溝との間の幅員は相当広いため、歩行者が外側線と本件側溝との間を通行することについて何ら支障はない。）。本件転落場所側の北西方向数十 m 付近から北西方向に向けて、本件道路上には、こげ茶色の防護柵（ガードパイプ）によって区切られた歩道（以下「本件歩道」という。）が存在する。

(4) 原告の負傷及び入通院

原告は、本件事故により、左骨盤骨折及び寛骨臼骨折の傷害を負い、次のとおり、令和 3 年 1 月 10 日から同年 11 月 9 日まで入通院した（入院日数は 127 日、実通院日数は 17 日）。

ア 令和 3 年 1 月 10 日に A 病院に通院

イ 令和 3 年 1 月 11 日から同年 2 月 3 日まで B 病院に入院

ウ 令和 3 年 2 月 3 日から同年 5 月 17 日まで A 病院に入院

エ 令和 3 年 5 月 18 日、同年 11 月 9 日に B 病院に通院

オ 令和 3 年 5 月 19 日から同年 8 月 11 日まで A 病院に通院（実通院日数 14 日）

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件道路の設置又は管理の瑕疵の有無（争点 1）

（原告の主張）

本件事故当時、本件側溝付近は極めて暗かったため、本件側溝の直前まで近寄らなければ本件側溝の存在を認識することは困難であった。原告は本件歩道を通行していたが、本件歩道の車道側には黒い防護柵が設置されており、本件側溝の車道側にも黒い防護柵が設置されていたため、原告は本件ポストコーン及び本件縁石の先（本件側溝内）も歩道であると認識していた。そのため、原告が、本件ポストコーンの間を通り、本件縁石を乗り越えて、本件側溝内に転落したことは、通常の子供の範囲を超える行為とはいえない。これらの事情に照らせば、本件側溝は、歩行者が歩道と認識してもやむを得ない場所に設置されており、歩行者が転落して負傷する危険性があったというべきであるから、本件道路は通常有すべき安全性を欠くものである。

（被告の主張）

本件側溝の車道側には黒い柵が設置されており、本件側溝の本件転落場所側には本件縁石及び本件ポストコーンが設置されていた。また、本件事故当時、本件側溝の周辺は信号機や飲食店の明か

りで照らされていたのであるから、歩行者が本件側溝を視認することは困難ではなかった。このような本件事故当時の状況からすれば、通常の歩行者であれば、本件側溝の存在に容易に気付くことができたのであり、本件側溝内に転落することはないから、本件道路の設置又は管理に瑕疵があったということとはできない。

(2) 本件道路の設置又は管理の瑕疵と本件事故発生との間の因果関係の有無（争点2）

（原告の主張）

上記（1）の（原告の主張）のとおり、本件道路は通常有すべき安全性を欠くものであり、そのために本件事故が発生したのであるから、本件道路の設置又は管理の瑕疵と本件事故発生との間には因果関係がある。

なお、令和2年秋頃に施工された本件側溝付近における本件道路の拡張工事によって、本件歩道が設置されるなどしたものであり、原告が、上記工事後において本件側溝付近を通行したのは、本件事故の日時が初めてであった。また、原告は、本件事故時まで、本件側溝の存在を知らなかった。

（被告の主張）

原告は、本件側溝から100m程度しか離れていない場所に居住していたのであるから、本件事故当時、本件側溝の存在を知っていたと考えられる。そうすると、仮に本件道路の設置又は管理に瑕疵があるとしても、本件事故は、これに起因するものではなく、原告の不注意に起因するものであるから、本件道路の設置又は管理の瑕疵と本件事故発生との間に因果関係はない。

(3) 損害の発生及び額（争点3）

（略）

(4) 過失相殺（争点4）

（被告の主張）

上記（2）の（被告の主張）のとおり、本件事故は原告の不注意に起因するものであるから、本件事故の発生について原告にも過失がある。

（原告の主張）

本件側溝の本件転落場所側には本件縁石及び本件ポストコーンがあったことから、本件事故の発生について原告にも過失があることは認めるが、原告の過失割合は3割を超えない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- (1) 本件側溝は、令和2年秋頃に施工された本件側溝付近における本件道路の拡張工事の際に、既設の側溝を基準として復旧がされたものである。すなわち、本件側溝及びその周辺が現在の形状となったのは令和2年秋頃であり、それまでは、本件側溝は地上には現れておらず、本件転落場所付近において、上記の既設の側溝上には金属板が敷かれていた。本件側溝の車道側の防護柵、本件縁石及び本件ポストコーンは、上記工事に伴って新設された。
- (2) 原告は、上記（1）の工事後において、自動車でも本件側溝付近を通行したことはあったが、徒歩でも本件側溝付近を通行したのは本件事故の日時が初めてであった。
- (3) 本件道路の歩行者が本件歩道を北西から南東に向けて歩行し、本件歩道の端（防護柵がなくなる地点）に至ったとき、当該歩行者から見て、数十m先のほぼ正面に本件側溝の本件転落場所側が存在

する。

- (4) 本件歩道と本件側溝の本件転落場所側との間において、本件道路の表面には、本件側溝と同程度の幅で、薄灰色のコンクリートによる舗装がされている（なお、この舗装と続くように、本件歩道内にも、同色のコンクリートによる舗装がされている。）。また、上記の薄灰色のコンクリートによる舗装は、本件歩道から本件側溝に向かって、本件道路の端に沿って伸びている。すなわち、上記舗装は、本件歩道から本件側溝に向かって、ほぼ一直線に伸びた上、本件側溝の数 m 手前において、少し北東側にくの字に折れ曲がって本件側溝の本件転落場所側に向かって一直線に伸び、本件側溝の本件転落場所側に突き当たり、本件側溝の車道側にアーチ状に続いている。そのため、本件歩道から本件側溝に向けて、上記の薄灰色のコンクリートによる舗装上を歩行すると、本件側溝の本件転落場所側に突き当たる。
- (5) 本件側溝付近は、夜間においては、周辺の店舗の看板や信号機等の明かりによって照らされており、夜間における照度は0.4～0.8ルクス程度である。本件側溝に隣接する化粧品店の照明がついていない状況においては、本件転落場所側から本件側溝内を見ると、本件側溝の側壁（灰色のコンクリート）はほんやりと見えるものの、本件側溝の底は暗くてほぼ見ることはできない。
- (6) 本件事故当時、上記（5）の本件側溝に隣接する化粧品店は営業しておらず、その照明はついていなかった。
- (7) 原告は、本件事故の日、夫と自動車で行きのガソリンスタンドに行き、自身は徒歩で帰宅することとして、本件歩道を北西から南東に向けて歩行し、本件歩道の端（防護柵がなくなる地点）から本件側溝に向けて歩行していたところ、本件側溝内には歩道が続いており、本件縁石は車止めであると思っ、本件ポストコーンの間を通り抜け、本件縁石を乗り越えて、本件側溝内に転落した。

2 争点1（本件道路の設置又は管理の瑕疵の有無）について

- (1) 国家賠償法2条1項の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠く状態、すなわち、他人に危害を及ぼす危険性のある状態をいい（最高裁昭和51年（オ）第395号同56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁参照）、営造物の設置又は管理の瑕疵の存否については、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものである（最高裁昭和53年（オ）第76号同年7月4日第三小法廷判決・民集32巻5号809頁）。
そして、営造物の利用に付随して死傷等の事故の発生する危険性が客観的に存在し、かつ、それが通常の見込みの範囲を超えるものでない限り、当該営造物の管理者としては、上記事故の発生を未然に防止するための安全施設を設置する必要がある、上記の安全施設の設置を欠いたときには、特段の事情がない限り、当該営造物は通常有すべき安全性を欠いているというべきである（最高裁昭和54年（オ）第227号同55年9月11日第一小法廷判決・集民130号371頁参照）。
- (2) ア これを本件についてみると、本件事故当時、本件側溝の本件転落場所側には防護柵は設置されておらず、本件縁石及び本件ポストコーンが設置されていたのみであり（前記前提事実（2）イ）、本件歩道を北西から南東に向けて歩行し、本件歩道の端（防護柵がなくなる地点）に至ったとき、本件側溝は、歩行者のほぼ正面に存在し（上記認定事実（3））、本件歩道から本件側溝に向けて薄灰色のコンクリートによる舗装の上を歩行すると、本件側溝の本件転落場所側に突き当たる（上記認定事実（4））というのであるから、本件道路の歩行者が本件側溝内に進入することは極めて容易であり、かつ、その可能性を否定することができない状況にあったといえる。そして、本件側溝はコンクリート製であり相当な深さがあった（前記前提事実（2）イ）のであるから、本件

道路の歩行者が本件側溝内に転落して死傷する等の事故の発生する危険性が客観的にあったといふべきである。

また、本件側溝の車道側には、本件歩道の車道側と同様に、こげ茶色の防護柵が設置されていたのに対して、本件側溝の本件転落場所には本件縁石と本件ポストコーンが設置されていたのみである上（前記前提事実（2）イ、（3））、上記認定事実（5）によれば、本件側溝付近は、夜間において、歩行者が本件側溝の存在を認識するのに十分な明るさが確保されていないと認められることからすると、本件歩道を北西から南東に向けて歩行してきた歩行者が、本件側溝内に歩道が続いていると誤認して、本件側溝内に誤って転落する可能性は否定することはできず、そのことが通常の見測の範囲を超えるものということとはできない。

以上によれば、本件道路の歩行者が本件側溝内に転落して死傷する等の事故が発生する危険性が客観的に存在し、かつ、上記事故の発生は通常の見測の範囲を超えるものでないといふべきであるから、本件道路の管理者である被告においては、上記事故の発生を未然に防止するための安全施設を設置する必要があると認められ、上記のような安全施設の設置を欠く場合には、特段の事情がない限り、本件道路は通常有すべき安全性を欠いていたものといふべきである。

イ そして、本件道路について、上記のような安全施設が設置されていたか否かについて検討すると、前記前提事実（2）イによれば、本件事故当時、本件側溝の本件転落場所側には、本件縁石が設置され、それに沿って、本件ポストコーンが設置されていたと認められる。しかし、本件縁石は、高さ約16cmであり（前記前提事実（2）イ）、成人であれば容易に踏み越えられる程度の高さしかないから、歩行者による本件側溝内への転落を防止するための安全施設として十分なものとはいえない。そして、本件ポストコーンについては、そもそもポストコーンは必ずしも歩行者の進入を禁止することを目的として設置されるものではないから、本件側溝の存在を歩行者に知らせるための表示としては不十分であるし、2本のポストコーンの間隔は約48cmであり、人が容易に間を通り抜けることができる間隔で設置されていた（前記前提事実（2）イ）ものであるから、歩行者による本件側溝内への転落を物理的に防止することもできず、本件側溝内への転落を防止するための安全施設として十分なものとはいえない。

以上によれば、本件縁石及び本件ポストコーンは本件道路の歩行者による本件側溝内への転落事故を未然に防止するための安全施設として十分であるといふことはできないから、本件道路は、上記事故の発生を未然に防止するための安全施設を欠いていたといふべきである。そして、本件道路について、上記の安全施設を欠いていたにもかかわらず、通常有すべき安全性を欠いていなかったものと解すべき特段の事情があることとはうかがわれない。

ウ したがって、本件道路は通常有すべき安全性を欠いていたものといふべきである。

(3) 以上によれば、本件道路には、国家賠償法2条1項にいう設置又は管理の瑕疵があったといえる。

3 争点2（本件道路の設置又は管理の瑕疵と本件事故発生との間の因果関係の有無）について

(1) 上記2の説示によれば、本件道路は通常有すべき安全性を欠いているものであって、本件道路を歩行していた原告が本件側溝内に転落して負傷したことは通常の見測の範囲を超えるものとはいえないから、本件事故は、本件道路の設置又は管理の瑕疵が原因で生じたものと認められる。

したがって、本件道路の設置又は管理の瑕疵と本件事故発生との間には因果関係があると認められる。

(2) 被告は、原告は本件側溝の近隣に居住していたのであるから、本件事故当時、本件側溝の存在を知

っていたと考えられる旨主張する。

しかし、上記認定事実(1)、(2)のとおり、本件側溝は本件事故の数か月前に道路拡張工事によって現在の形状となり、原告は、上記工事の後に本件側溝付近を徒歩で通行したのは本件事故の日時が初めてであったことからすれば、原告は本件事故当時に本件側溝の存在を知っていたと認めることはできない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

4 争点3(損害の発生及び額)について

(略)

5 争点4(過失相殺)について

上記2(2)のとおり、本件側溝付近は、夜間において、歩行者が本件側溝の存在を認識するのに十分な明るさが確保されておらず、本件道路の本件転落場所側に設置された本件縁石及び本件ポストコーンは歩行者による転落を防止するための安全施設として十分なものとはいえないものの、原告から見て本件側溝の手前には本件縁石及び本件ポストコーンが存在したにもかかわらず、原告は、本件側溝の存在に気付かずに、本件ポストコーンの間を通り抜け、さらに本件縁石を乗り越えて、本件側溝内に転落したというのであるから、原告が前方に注意を払って通行していれば、本件側溝の手前で本件側溝の存在に気付いて本件側溝内への転落を回避することは十分に可能であったというべきである。そうすると、本件事故の発生について、原告にも相応の過失があると認められる。

そして、上記2で認定した本件道路の設置又は管理の瑕疵の内容や、原告の上記注意義務違反の内容及び程度を考慮すれば、本件事故についての原告の過失は5割と認めるのが相当である。

6 認容額

(略)

第4 結論

よって、原告の請求は、258万7919円及び遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。